

松阪市 循環型社会形成推進地域計画（第3期）

松阪市

平成30年11月16日

（平成31年3月29日 承認）

令和元年8月28日 変更

令和2年11月10日 変更

（令和3年3月31日 承認）

令和3年11月25日 変更

（令和4年3月31日 承認）

令和4年12月12日 変更

目 次

松阪市 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3 施策の内容	8
4 計画のフォローアップと事後評価	14
添付資料1 対象地域図及び現有処理施設の位置図	15
添付資料2 浄化槽整備区域図（個人設置型、市町村設置型）	16
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1	17
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2	20
添付資料5 行政区域内人口の推移	21
添付資料6 ごみ排出量の推移	21
添付資料7 生活系1人当たりごみ排出量及び事業系1事業所当たりごみ排出量の推移	22
添付資料8 総資源化量及び最終処分量の推移	22
添付資料9 生活排水処理形態別人口の推移	23
添付資料10 事業所数の推移	23
添付資料11 減量化、再生利用に関する現状と目標の根拠	24
参考資料様式1 施設概要(マテリアルリサイクル施設系)	25
参考資料様式7 施設概要(浄化槽系)	26
参考資料様式8 計画支援概要	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

対象市町村名：松阪市

面積：623.58km²

人口：165,040人（平成30年4月1日）

(2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間の計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

松阪市は、平成17年1月に1市4町（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町、旧飯南町及び旧飯高町）が合併し誕生した。

合併による行政区域の広域化に伴い、ごみ処理についても広域化を図る必要があることから、合理的、かつ経済的なごみ処理体系の構築を進め、平成26年度末には熱回収施設（高効率ごみ発電施設）及びリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）が竣工し、翌平成27年度から全管内の集約処理により松阪市のごみ処理は一元化されている。

松阪市では、市民・事業者・行政が協働し、「松阪市総合計画」に描かれている『ムダなく資源が循環しているまち』を基本理念とし、それを実現する基本方針として次の3つを設定している。

1. 3R及びごみの適正な排出の推進
2. 市民、事業者、行政による協働体制の構築
3. 不法投棄の防止による良好な環境の創出

また、生活排水処理についても、公共下水道、合併処理浄化槽の整備を一層促進し、公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、災害防止等の生活排水対策に取り組むこととしている。併せて、自治会、市民団体が中心となって市街地を流れる河川の一斉清掃を行い、市内河川の清流を蘇らせる取組を行うこととしている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市は平成17年1月に1市4町が合併し誕生していることから、既に広域化を図っているところである。さらに、松阪市リサイクルセンター（平成24年稼働）及び松阪市クリーンセンター（平成27年稼働）を整備したことにより、これまで市内で地域別に処理先が異なっていた現状を一元化し、施設の集約化を図っている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市のプラスチック資源における現状としては、プラスチック容器・袋、白色トレイ、ペットボトルについては分別収集し資源化を行っているが、その他の製品プラスチックについては燃えるごみとして収集し処理を行っている。

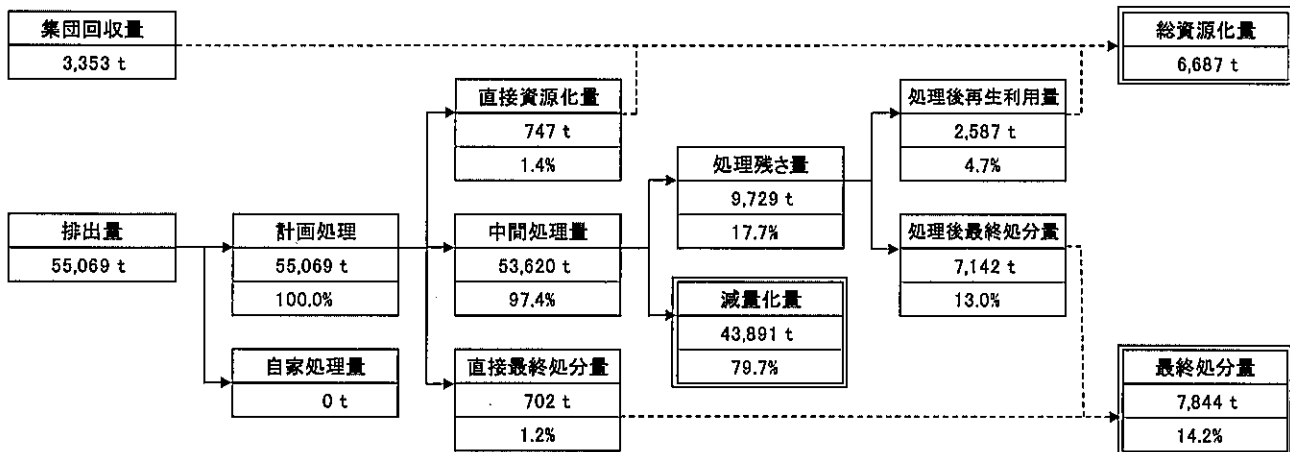
今後、プラスチック資源の分別収集及び再商品化を行うためには、分別に協力してもらう市民への理解を得ることや施設の機能設備、資機材の確保等の各方面に課題があるため、近隣市町の動向も見据えながら実施時期や実施方法を検討していきます。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

なお、焼却施設ではごみ焼却に伴い発電を行っている。

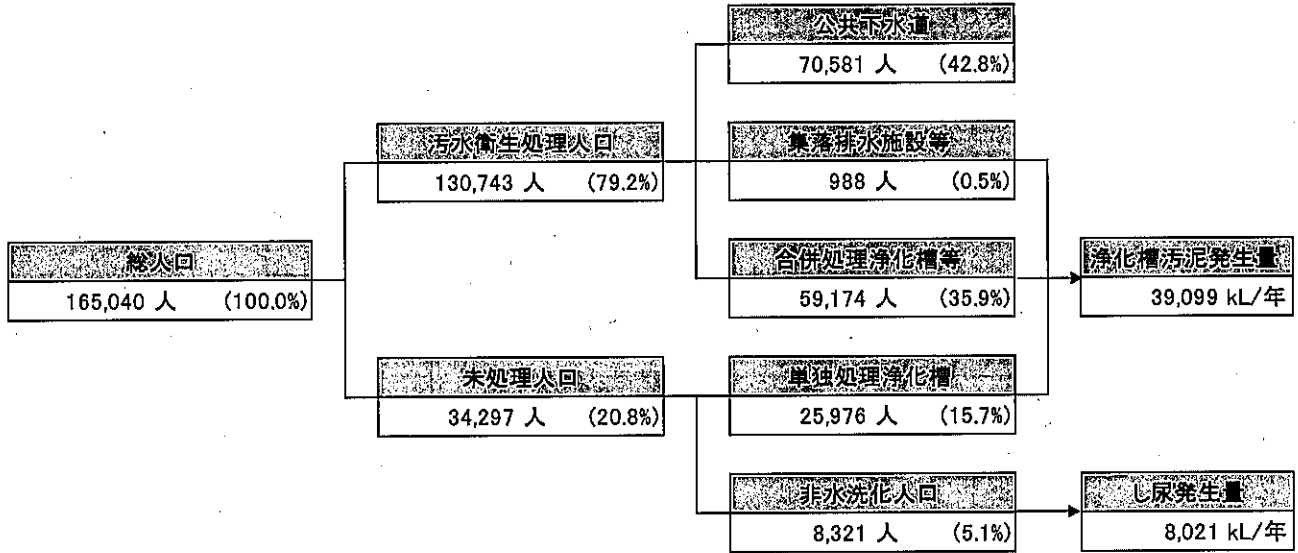


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 29 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー(平成 29 年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和6年度)
排出量	事業系総排出量	15,334 トン	12,550 トン (-18.2%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.91 トン/事業所 ^{※4}	1.56 トン/事業所 (-18.3%)
	生活系総排出量	39,735 トン	35,449 トン (-10.8%)
	1人当たり排出量 ^{※3}	227 kg/人	211 kg/人 (-7.0%)
合計 事業系生活系排出量合計		55,069 トン	47,999 トン (-12.8%)
再生利用量	直接資源化量	747 トン (1.4%)	865 トン (1.8%)
	総資源化量	6,687 トン (11.4%)	6,667 トン (13.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量) ^{※5}	21,786 MWh	18,713 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	7,844 トン (14.2%)	6,903 トン (14.4%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 事業所数はH28経済センサス活動調査の事業所数8,002事業所でH29年度、R6年度ともに計算

※5 R6年度のエネルギー回収量はH28年度及びH29年度の焼却処理量・発電電力量から計算

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量

(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

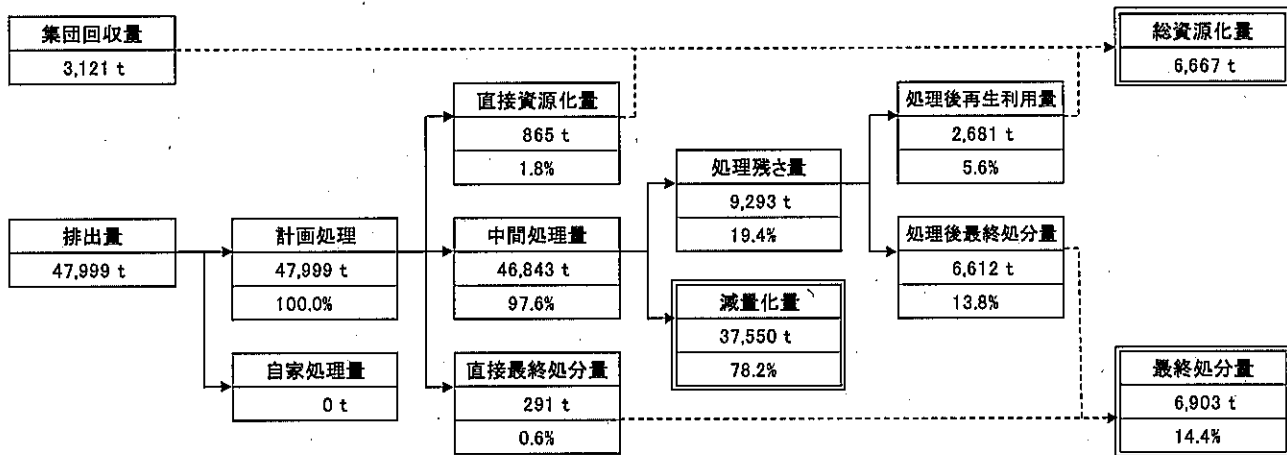


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和6年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	70,581 人 (42.8%)	79,226 人 (50.7%)
	農業集落排水施設等	988 人 (0.5%)	805 人 (0.5%)
	合併処理浄化槽等	59,174 人 (35.9%)	45,919 人 (29.4%)
	未処理人口	34,297 人 (20.8%)	30,354 人 (19.4%)
合計		165,040 人	156,304 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	8,021 kL	7,003 kL
	浄化槽汚泥量	39,099 kL	31,707 kL
	合計	47,120 kL	38,710 kL

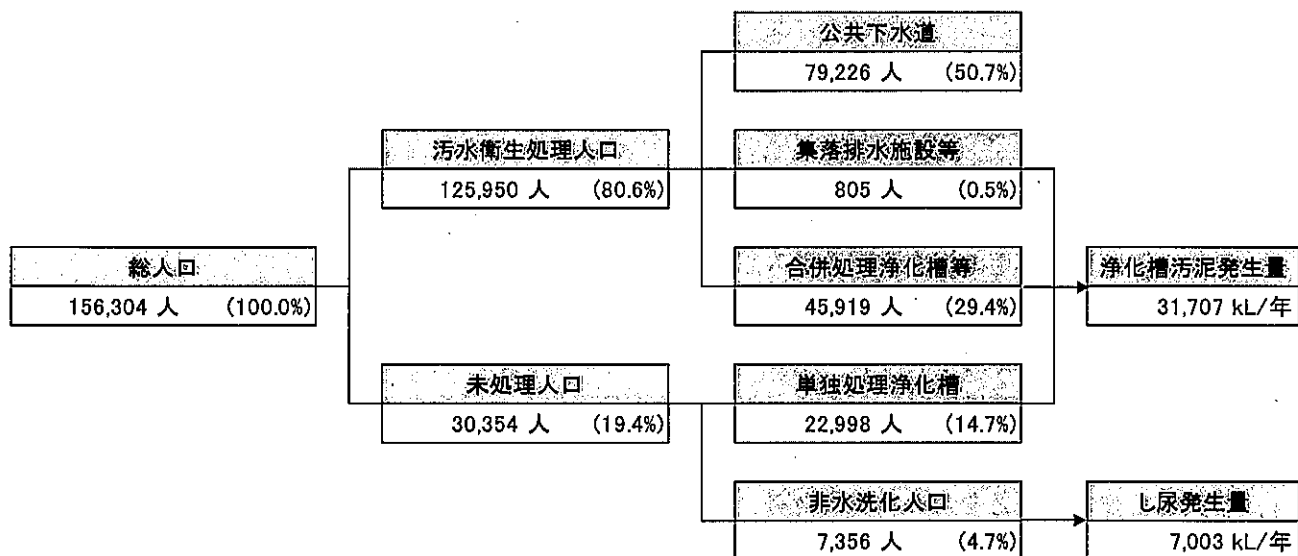


図4 目標達成時の生活排水の処理フロー(令和6年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

生活系ごみについては、有料化の導入を含めごみの排出方法を検討した結果、平成 23 年度より、燃えるごみ用の指定袋制を導入している。

平成 17 年に 1 市 4 町が合併して以降、ごみの分別区分や処理体系などが地域別に異なっていたが、市民の協力を得て、平成 27 年度に一元化を実施した。

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、市民の意識改革につながるなどから、ごみの発生抑制に有効な手段であるが、これまで市民に負担を強いたことを含め、社会情勢、ごみ処理状況等を勘案した上で、有料化の必要性を検討する。

事業系ごみについては、従量制により課金し、処理料金を徴収している。

イ 環境教育、普及啓発の充実

省エネルギーやごみ問題など身近な環境問題に対して子どもたちが関心を持ち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう、学校（園）における環境教育・環境学習の充実に努める。また、出前講座を積極的に行い、市民のごみ問題に対する意識向上に努める。

イベントでごみの排出抑制の大切さや簡単な再生利用の方法などを市民に PR する。集団回収については、補助金交付制度を継続するとともに、集団回収量の多い団体の紹介や表彰等を実施し、集団回収に対する意識の向上を図る。

ウ 容器包装廃棄物の排出抑制

マイバック運動を推進し、レジ袋の削減につながるよう、啓発活動を継続し、将来はレジ袋の辞退率 100%を目指す。

プラスチック容器・袋、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどの容器包装廃棄物は、適正に分別を行い、資源物として排出し、リサイクルの促進に努める。

事業者についても、製品の製造・加工に際して、その製品がごみとなった時に、分別排出が適正に行われるよう、容器包装の簡易化を実施するとともに、容器包装の素材を分かり易く表示する。

エ リユースびん等の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

洗うことで繰り返し使用可能なリユース容器の利用促進が求められており、市主催のイベント等で使用する紙コップや紙皿等の使い捨て容器をリユース可能な容器に転換していく。

また、使い捨て品の使用はできる限り避け、再使用できる製品を使うよう努めるとともに、フリーマーケットや不用品交換会などを利用する。

オ 食品ロス・食品廃棄物等の排出抑制

生ごみ中の水分量を減らすために、簡単な水切りの方法をパンフレット等でPRする。また、水切り運動に取り組む市民及び市民団体を増やすため、水切り用具のモニター制度の導入等を検討する。食品廃棄物のリサイクルループを促進するために、生ごみ堆肥化容器に対する補助事業を継続する。

事業者においても、小売業での売れ残りの削減、外食産業での食べ残しの削減に取り組むとともに、フードバンクシステムを活用して、廃棄される食品を削減する。

カ 一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業所におけるごみ減量の進め方や事業系廃棄物の適正処理方法等をまとめた、ごみ減量マニュアルや啓発用パンフレットを作成し、事業所に配布することで、事業系ごみの排出抑制を促す。

キ 生活排水対策

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭については、生活雑排水処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を図るべく補助金制度の周知など、積極的に啓発を図っていく。

また、浄化槽の適正管理を促進するため、市民及び事業者に対する十分な広報・啓発活動や情報提供を行う。飯南・飯高管内においては、公共浄化槽等整備推進事業を促進するとともに適切に維持管理を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

松阪市の分別区分及び処理方法は、表3のとおりである。

松阪市クリーンセンターでは、「燃えるごみ」の焼却、「燃えないごみ」の破碎処理を行っている。松阪市リサイクルセンターでは、「ペットボトル」、「プラスチック容器・袋」の選別・圧縮梱包、「白色トレイ」、「空びん」の手選別及び「飲食用アルミ缶」の破碎選別を行っている。また、「蛍光管」、「危険ごみ」、「小型家電」、「新聞紙」、「雑誌・雑紙」、「ダンボール」、「牛乳パック」及び「古着類」の資源物については、松阪市リサイクルセンターで一時保管後、売却等を行っている。なお、「危険ごみ」に分類される「スプレー缶」等は破碎処理されている。

家庭から排出されるごみを迅速かつ衛生的に処理するため、収集方式や収集頻度の適正化の検討を行い、住民サービスの向上に努める。また、多くのごみ集積所が自治会の協力による維持管理となっており、ごみ集積所の整備について継続的な支援を行うとともに、今後も収集・運搬量の変動に伴い、適切な収集・運搬体制の構築を行う。併せて、第2期地域計画に記載のストックヤードを継続して整備することで、収集運搬の効率化を図る。

松阪市の中間処理の目標は、発生するごみを迅速かつ衛生的に処理し、環境への負荷を極力軽減化するため、ごみの減量化、減容化、安定化及び資源化を図ることとしている。ま

た、積極的なエネルギー回収を推進することにより、循環型社会の形成と地球温暖化防止への貢献に取り組む必要がある。さらに、今後の東海地方での災害発生に備え、災害廃棄物処理への対応が可能な施設についても検討を進めていく。このため、災害時の廃棄物処理システムが脆弱化しないよう、適切なタイミングで施設の更新・改良を行っていく必要がある。また、松阪市リサイクルセンターの多くの設備は老朽化が進んでいるため、今後の資源物の発生量や資源化技術の動向を踏まえた施設の整備について検討を行う。

松阪市クリーンセンターから発生した焼却灰については、現在は最終処分場で埋立を行っているが、焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分量の削減と資源の循環につながることから、将来的には焼却灰のリサイクルを実施する。また、現有の松阪市一般廃棄物最終処分場は、令和8年度に埋立が完了する見込みであり、長期的な視点に立って、最終処分場の整備を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物以外は、事業系ごみとして、生活系ごみに準じて受け入れ、処理・処分を行っているが、収集・運搬については、許可業者による契約事業者への個別収集及び直接持込となっており、事業者により適正な排出と処理が行われるよう啓発や検討に努める。

また、ごみ処理施設での搬入物調査を行い、不適正な排出をしている事業所が確認された場合は、訪問調査を行い指導を徹底する。

ウ 生活排水処理対策の推進

生活排水処理対策の基本方針としては、生活排水処理施設の逐次整備のほか、し尿処理施設の適正管理、家庭における生活排水対策の啓発を行って行くこととしており、下水道事業計画区域・農業集落排水事業実施区域・大型合併処理浄化槽実施処理区域以外の地域については、実情に即して、合併処理浄化槽の整備を推進する。また、飯南・飯高管内においては、公共浄化槽等整備推進事業を促進する。

表3 松阪市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成29年度)				今後(令和6年度)						
松阪市				松阪市						
分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等		
			1次処理	2次処理				1次処理	2次処理	
燃えるごみ	焼却	発電	松阪市クリーンセンター (熱回収施設)	(焼却残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	燃えるごみ	焼却	発電	松阪市クリーンセンター (熱回収施設)	(焼却残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	
燃えないごみ	破砕		松阪市クリーンセンター (破砕選別施設)	(破砕残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ	破砕		松阪市クリーンセンター (破砕選別施設)	(破砕残渣) 松阪市一般廃棄物最終処分場	
危険ごみ	リサイクル	クル	松阪市リサイクルセンター (一時保管・破砕)	資源化委託 売却等	危険ごみ	リサイクル	クル	松阪市リサイクルセンター (一時保管・破砕)	資源化委託 売却等	
蛍光管			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	資源化委託	蛍光管			松阪市リサイクルセンター (一時保管)	資源化委託	
小型家電				売却等	小型家電				売却等	
埋立物	埋立		松阪市一般廃棄物最終処分場	—	埋立物	埋立		松阪市一般廃棄物最終処分場	—	
資源物	ペットボトル	リサイクル	松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託	ペットボトル	リサイクル	クル	松阪市リサイクルセンター (資源化処理)	資源化委託	
	プラスチック容器・袋				プラスチック容器・袋					資源化委託
	白色トレイ				白色トレイ					資源化委託
	空ビン				空ビン					資源化委託 売却
	飲食用アルミ缶		松阪市リサイクルセンター (一時保管)	売却	飲食用アルミ缶			飲食用アルミ缶	売却	
	新聞紙				新聞紙					
	雑誌・雑紙				雑誌・雑紙					
	ダンボール				ダンボール					
	牛乳パック				牛乳パック					
	古着類				古着類					
集団回収		売却	—	集団回収		売却	—			

変更なし

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	最終処分場 (仮称)松阪市新 一般廃棄物最終 処分場	松阪市最終処 分場施設整備 事業	第1期 埋立面積 0.9ha 埋立容量 27千m ³	松阪市 上川町・山添 町地内 (現最終処分 場隣接地)	(R6年度 ～ R8年度) (第4期)	-
4	ストックヤード 松阪市クリーン センター資源物 保管庫	松阪市マテリ アルリサイク ル推進施設整 備事業	第二清掃工場 解体 200t/日 ストックヤード 250m ²	松阪市 桂瀬町地内	R1年度 (H27年度 ～ R1年度)	-

※現有処理施設の概要を別紙に添付

(整備理由)

事業番号1 当事業は、次期(4期)計画(令和6年度以降)で整備する。

事業番号4 収集運搬の効率化のため。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強 靱化
浄化槽設置整備事業	松阪市	6,609	400	919	R1年度 ～ R5年度	-
公共浄化槽等整備推 進事業	松阪市	2,204	200	600	R1年度 ～ R5年度	-
合計		8,813	600	1,519		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	松阪市最終処分場施設整備事業(事業番号1)に係る事前調査・設計等事業	・測量、地質調査、基本設計、実施設計、発注支援 ・環境影響評価(三重県環境影響評価条例)	R1年度 ～ R5年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物に対処するため、松阪市では「松阪市地域防災計画」及び「松阪市災害廃棄物処理計画」を策定している。災害時に発生する廃棄物は、大量かつ多様・多様にわたることが多いため、事前に三重県や関係機関との連携を図り、適正な処理を行う。

イ 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物対策

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の対処方針としては、市民に対して回収ルートの情報提供に努める。

ウ 散在性ごみ、不法投棄対策

河川、道路等に散在しているごみの削減を図るため、行政と市民及び事業者が一体となり、街の美化運動等の活動を行う。

また、不法投棄対策としては、現在は民間業者と行政が協力してパトロールを行い、6月を「不法投棄監視月間」と定めて、啓発活動を行っている。今後は、地主や事業者との協力を強化し、不法投棄対策に取り組む。

エ 広報・啓発活動

松阪市クリーンセンターや松阪市リサイクルセンターを啓発拠点として位置付け、情報発信及び環境学習の場としての充実を図る。

また、高齢者や子ども、外国人向けの出前講座を行うなど、地域特性や対象者に合わせた啓発活動を実施する。

4 計画のフォローアップと事後評価

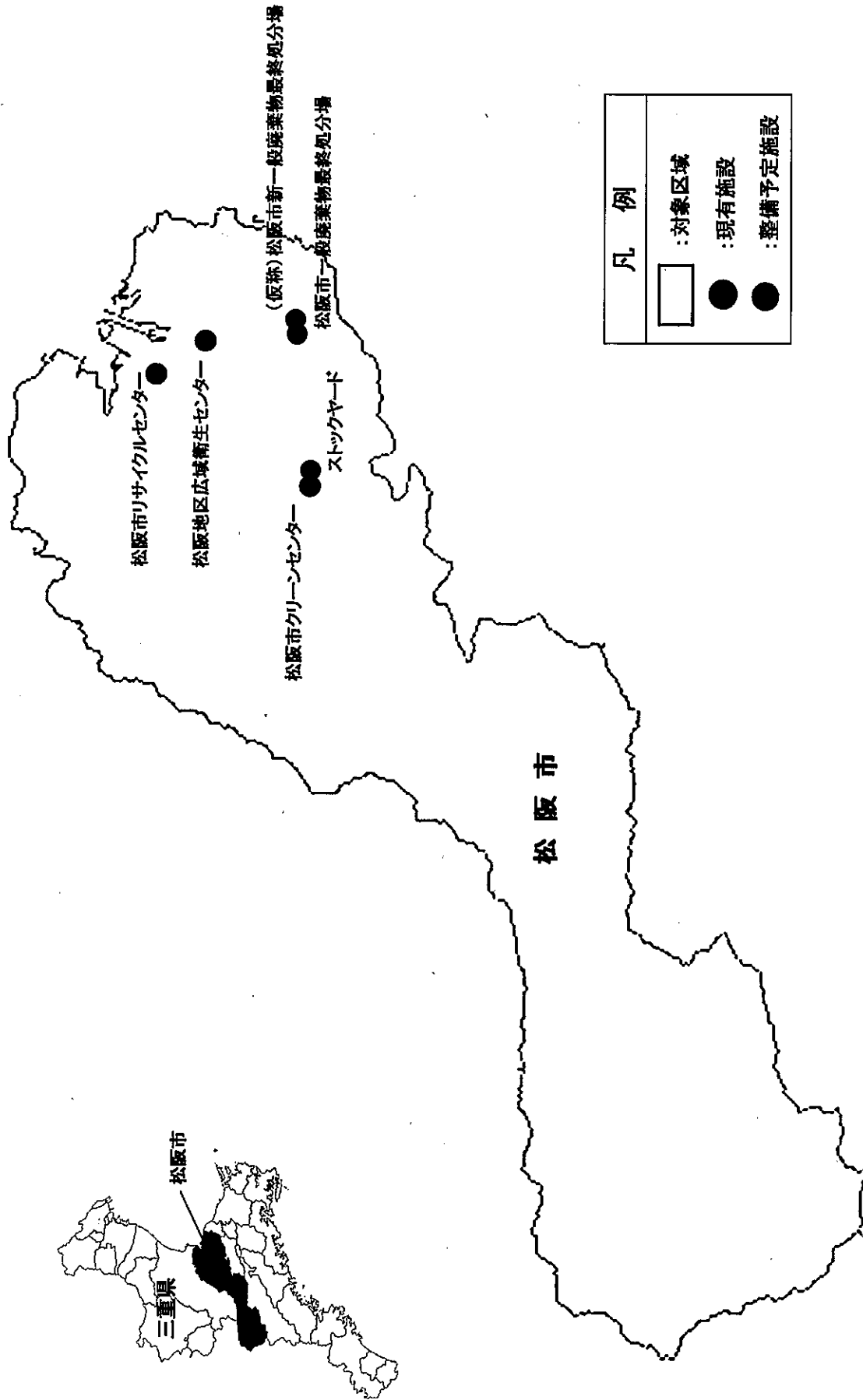
(1) 計画のフォローアップ

松阪市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

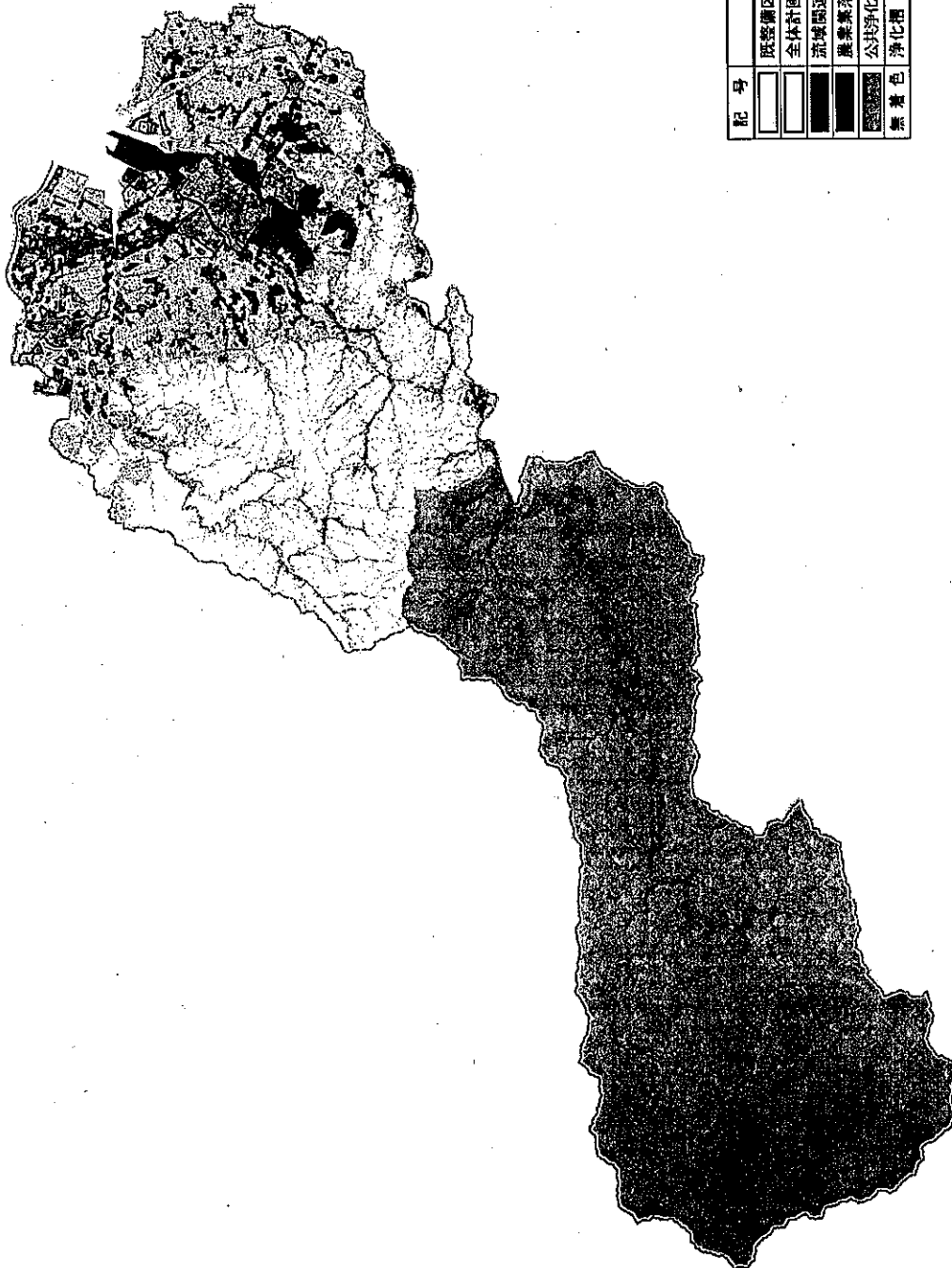
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。



添付資料1 対象地域図及び現有処理施設の位置図

松阪市



記号	名称
□	既整備区域
□	全体計画未整備区域
■	流域間連公共下水道(公共・特環)
■	農業排水
■	公共浄化槽等整備推進事業
■	無着色(個人設置)

添付資料2 浄化槽整備区域図(個人設置型・市町村設)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域概要

(1)地域名	松阪市	(2)地域内人口	165,040人 <small>(099.4.1)</small>	(3)地域面積	623.58km ²
(4)構成市町村等名	松阪市	(5)地域の要件*	人口() 面積() 沖繩() 離島() 奄美() 豪雪() 山村() 半島() 過疎() その他()		

(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況
 組合を構成する市町村：
 設立されていない場合、今後の見通し：

設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	17,261	16,791	16,642	14,970	14,963	15,334	12,550 <small>(129H-18.2%)</small>
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.04	2.00	1.92	1.78	1.86	1.91	1.56 <small>(129H-18.3%)</small>
	生活系 総排出量(トン)	39,154	39,038	39,556	40,583	39,561	39,735	35,449 <small>(129H-10.8%)</small>
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	222	221	222	225	223	227	211 <small>(129H-7.0%)</small>
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	56,415	55,829	56,198	55,553	54,524	55,069	47,999 <small>(129H-12.8%)</small>
	直接資源化量(トン)	1,101 (2.0%)	1,074 (1.9%)	1,028 (1.8%)	1,084 (2.0%)	860 (1.6%)	747 (1.4%)	865 (1.8%)
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	11,405 (18.4%)	11,149 (18.2%)	10,781 (17.6%)	8,426 (14.0%)	7,374 (12.6%)	6,687 (11.4%)	6,667 (13.0%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH) (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	20,407	21,227	21,786	18,713
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	7,289 (12.9%)	6,977 (12.5%)	6,752 (12.0%)	8,096 (14.6%)	7,719 (14.2%)	7,844 (14.2%)	6,903 (14.4%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設	松阪市クリーンセンター	松阪市	全通気焼却ストーブ方式 高速・低速回転式燃焼炉	焼却容量:200t/日 (100t/24h×2回) 粗大ごみ処理容量:36t/5h	H27.4	未定	未定	洪水・津波の警戒区域 外のため、浸水想定なし	
リサイクルセンター	松阪市リサイクルセンター	松阪市	圧縮梱包・資源選別・ 手選別	プラスチック圧縮梱包機:4U/5h ペーパーリサイクル機:700kg/1h 紙製月アーマズ缶製作機:300kg/1h 資源選別機:H12.10	H27.4 リサイクルセンター:H24.2 紙製月アーマズ缶製作機:H10.3 資源選別機:H12.10	未定	未定	洪水 0.5m~1m 津波 2m~5m 市内の廃棄物処理施設 にて代替処理・保管を 行う。あるいは広域協定 により支援を求めている	
最終処分場	松阪市一般廃棄物最終 処分場	松阪市	準好気性埋立	埋立面積:29,400㎡ 埋立容量:219,000㎡	H11.3	R8年度埋立終了 見込み	未定	洪水・津波の警戒区域 外のため、浸水想定なし	
ストックヤード	松阪市クリーンセンター	松阪市	一時保管	松阪市クリーンセンター:250㎡	R1.7	未定	未定	洪水・津波の警戒区域 外のため、浸水想定なし	
ストックヤード	松阪市リサイクルセンター	松阪市	一時保管	松阪市リサイクルセンター:396.5㎡	H15.3	未定	未定	洪水 0.5m~1m 津波 2m~5m 市内の廃棄物処理施設 にて代替処理・保管を 行う。あるいは広域協定 により支援を求めている	
ストックヤード	三雲リサイクルセンター	松阪市	一時保管	三雲リサイクルセンター:3,980㎡	H11.10	未定	未定	洪水 1m~3m 津波 2m~5m 市内の廃棄物処理施設 にて代替処理・保管を 行う。あるいは広域協定 により支援を求めている	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体 の有無(解体施設 の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深 と対策	プラスチック再資源 化を実施するための 施設整備事業	備考
最終処分場	(仮称)松阪市新一般廃棄 物最終処分場	松阪市	準好気性埋立	27,000㎡	R9.3	現最終処分場の埋 立終了	-	-	洪水・津波の警戒 区域外のため、浸 水想定なし	-	
マテリアルリサイク ル推進施設	ストックヤード	松阪市	一時保管	250㎡	R1.5	収集選別の効率化	有 第二清掃工場の 第二清掃工場の	H27.12~H29.3	洪水・津波の警戒 区域外のため、浸 水想定なし	-	第二清掃工場 跡地整備

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総人口	169,681	168,987	168,163	167,047	165,918	165,040	156,304
汚水衛生処理人口	63,389	65,094	65,795	67,551	68,910	70,581	79,226
公共下水道	37.4%	38.5%	39.1%	40.4%	41.5%	42.8%	50.7%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1,149	1,031	1,028	1,008	974	988	805
集落排水処理施設等	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	55,362	56,590	57,542	58,346	59,165	59,174	45,919
合併処理浄化槽等	32.6%	33.5%	34.2%	34.9%	35.7%	35.9%	29.4%
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	49,781	46,272	43,798	40,142	36,869	34,297	30,354
未処理人口							

注) 農業集落排水処理等には、コミュニティプラントを含む(平成24年度のみで94人)。

* 参考資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

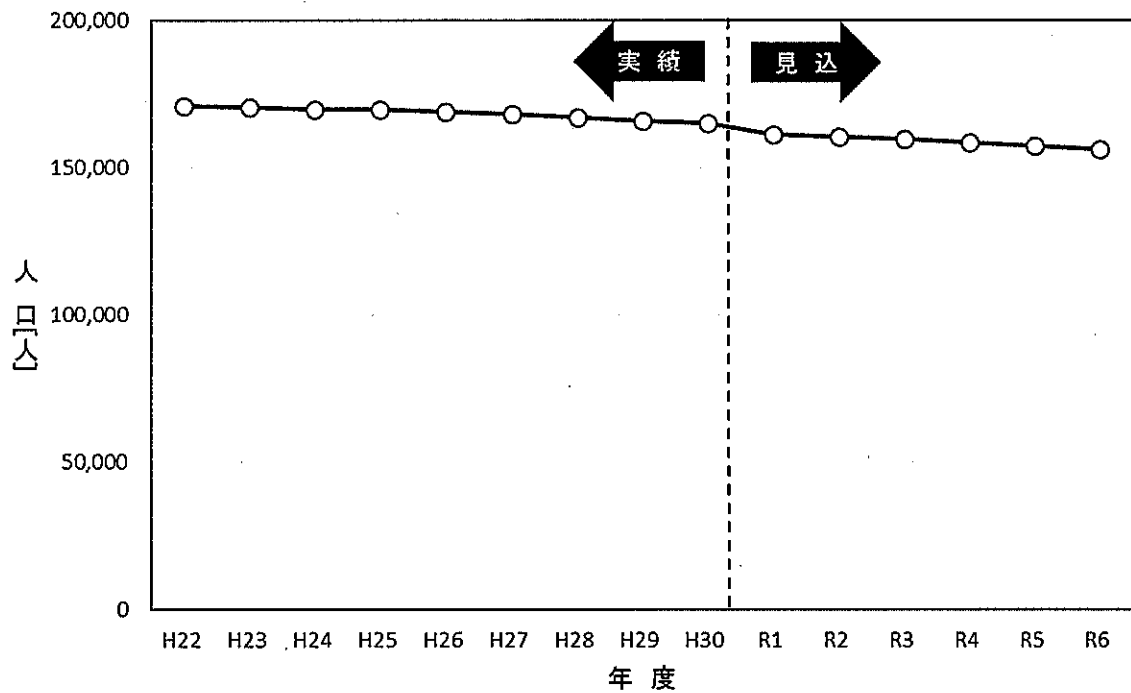
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(平成29年度)		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	松阪市	6,609	17,417	400	919	R6
浄化槽市町村整備推進事業	松阪市	2,204	7,965	200	600	R6

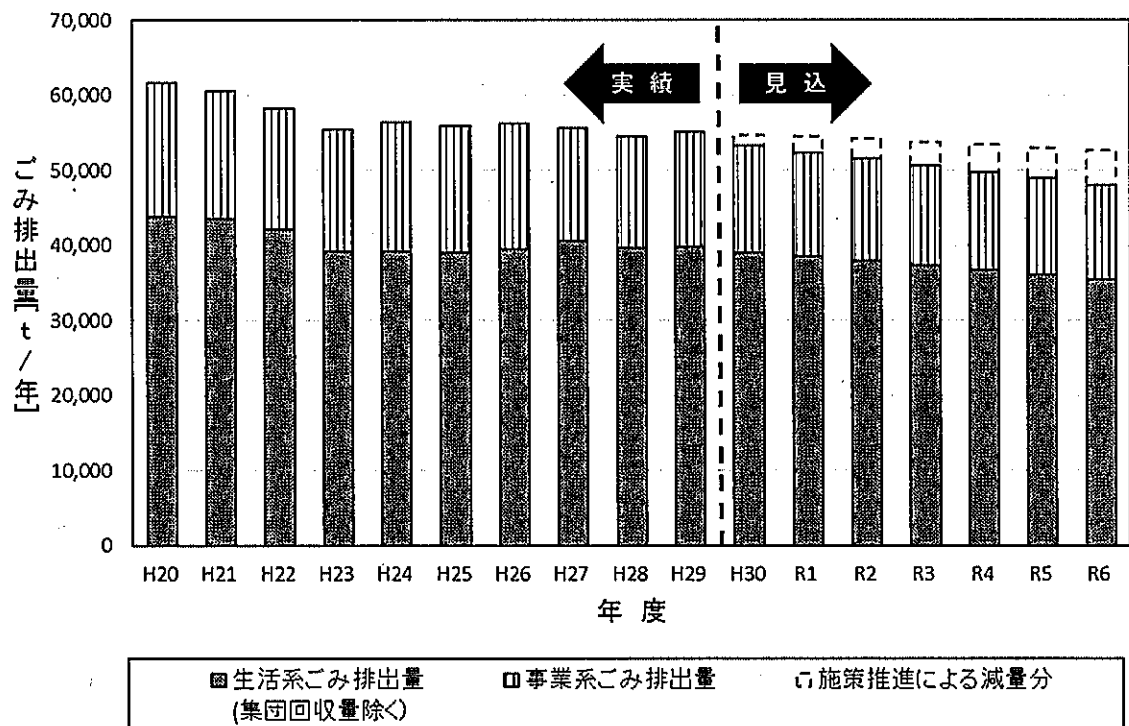
* 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表2

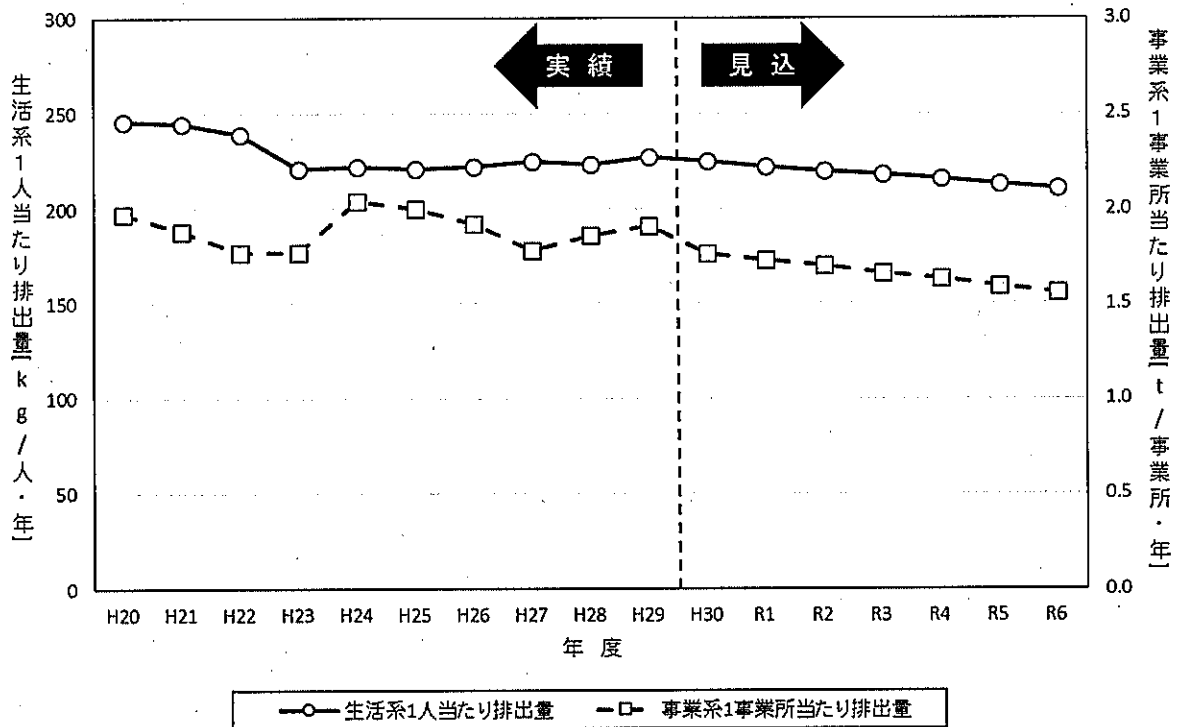
事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				開始	終了	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和5年度	令和4年度		
																	単位
○浄化槽に関する事業						390,420	74,664	80,364	80,364	74,664	80,364	80,364	73,296	77,196	77,196	77,196	
浄化槽設置整備(通常)		松阪市	240 基	R1	R5	111,072	35,124	40,824	40,824	35,124	40,824	40,824	33,924	37,824	37,824	0	
浄化槽設置整備(環境配慮・防災まちづくり浄化槽設置整備)		松阪市	160 基	R4	R5	81,648	0	0	40,824	0	0	40,824	0	0	37,824	37,824	
公共浄化槽等整備推進事業		松阪市	200 基	R1	R5	197,700	39,540	39,540	39,540	39,540	39,540	39,540	39,372	39,372	39,372	39,372	
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業						40,002	40,002	0	0	0	0	0	39,181	0	0	0	
ストックヤード整備事業	4	松阪市	250 m ²	R1	R1	40,002	40,002	0	0	0	0	0	39,181	0	0	0	全体事業 R27~R1
○施設整備に関する計画支援事業						279,066	12,613	91,717	29,650	41,197	91,717	103,889	12,613	38,084	91,717	29,650	103,889
最終処分場に係る調査・基本設計等	1	松阪市		R1	R5	279,066	12,613	91,717	29,650	41,197	91,717	103,889	12,613	38,084	91,717	29,650	103,889
合計						709,488	127,279	172,081	110,014	115,861	172,081	184,253	125,090	111,380	168,913	106,846	181,085



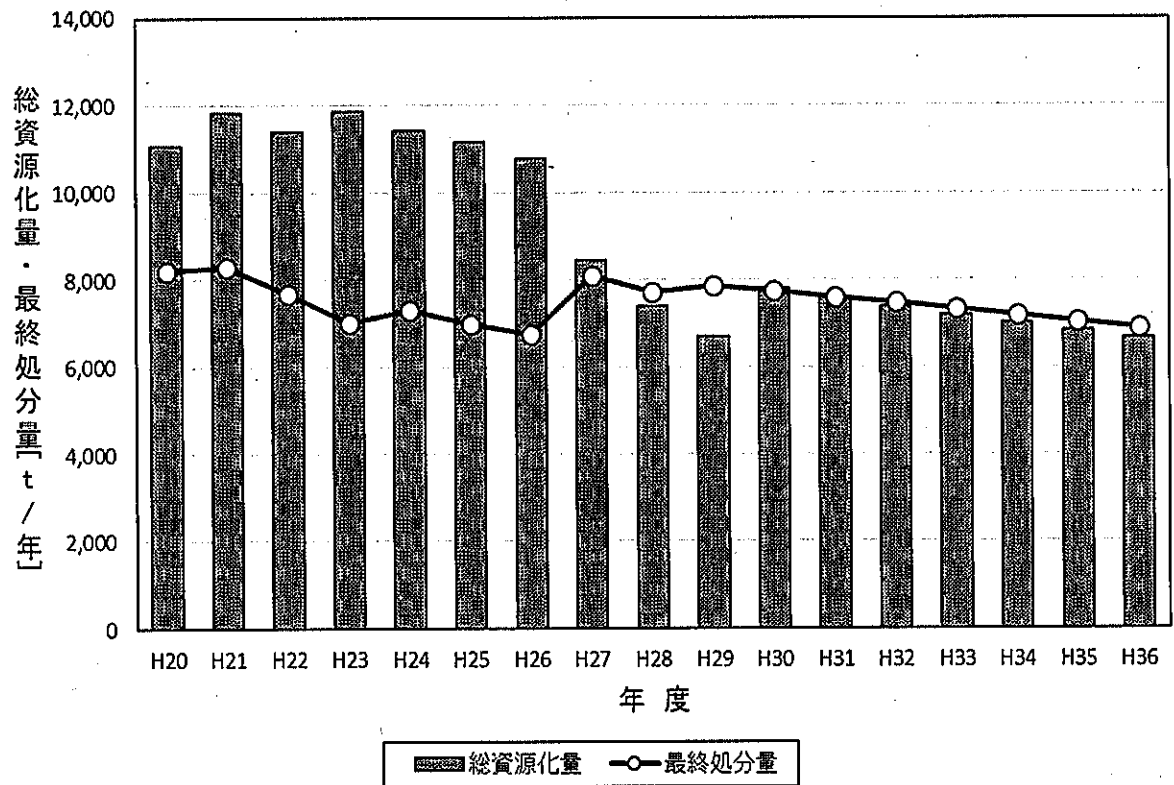
添付資料5 行政区域内人口の推移



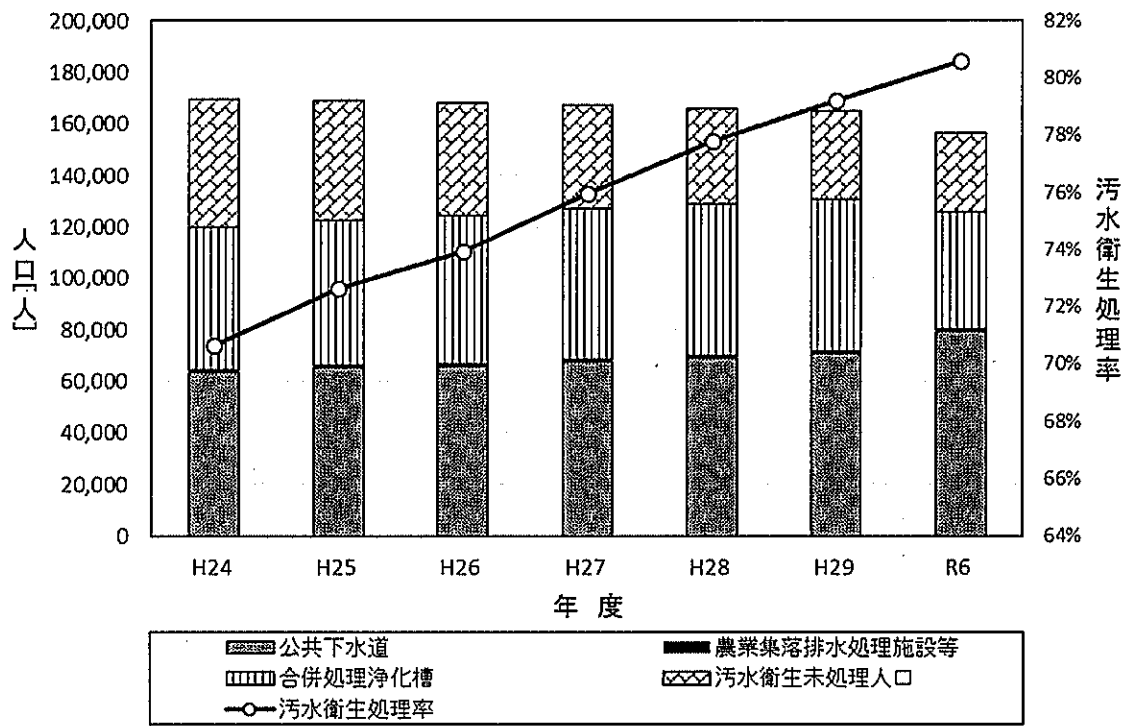
添付資料6 ごみ排出量の推移



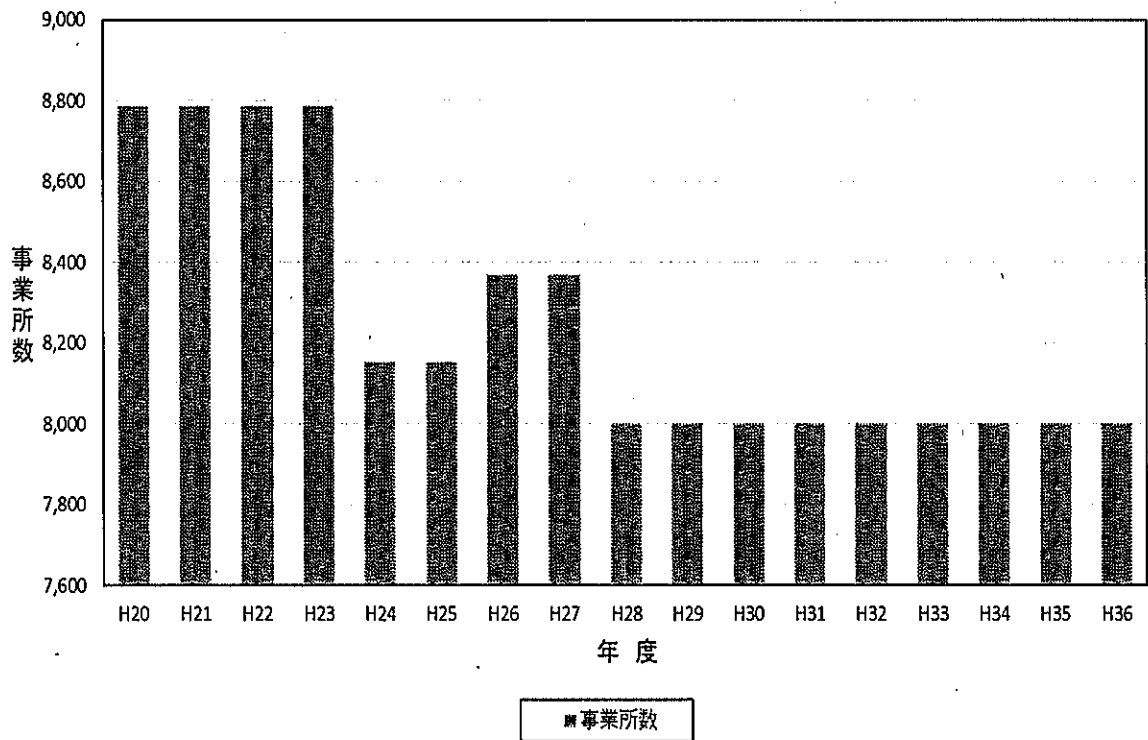
添付資料7 生活系1人当たりごみ排出量及び事業系1事業所当たりごみ排出量の推移



添付資料8 総資源化量及び最終処分量の推移



添付資料9 生活排水処理形態別人口の推移



添付資料10 事業所数の推移

添付資料 11 減量化、再生利用に関する現状と目標の根拠

■ごみ排出量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R6
生活系ごみ排出量 t/年 (集団回収量除く)	39,154	39,038	39,556	40,583	39,561	39,735	35,449
事業系ごみ排出量 t/年	17,261	16,791	16,642	14,970	14,963	15,334	12,550
ごみ排出量 t/年	56,415	55,829	56,198	55,553	54,524	55,069	47,999
生活系資源ごみ量 t/年	2,024	2,115	1,993	2,779	2,394	2,215	2,453
事業系資源ごみ量 t/年	666	522	502	76	74	71	72
人口	167,095	166,795	168,864	167,733	168,705	165,573	156,304
事業所数	8,153	8,153	8,370	8,370	8,002	8,002	8,002
生活系ごみ排出量 t/年 (資源ごみ、集団回収量除く)	37,130	36,923	37,563	37,804	37,167	37,520	32,996
事業系ごみ排出量 t/年 (資源ごみ除く)	16,595	16,269	16,080	14,894	14,889	15,263	12,478
生活系1人当たり排出量 kg/人・年	222	221	222	225	223	227	211
事業系1事業所当たり排出量 t/事務所・年	2.04	2.00	1.92	1.78	1.86	1.91	1.56

■資源化量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R6
直接資源化量	1,101	1,074	1,028	1,084	860	747	865
中間処理後資源化量	1,809	1,769	1,713	1,835	1,700	1,656	1,705
中間処理後資源化量(指定法人)	819	799	801	1,051	966	931	976
焼却灰リサイクル	995	1,005	1,044	0	0	0	0
RDF	1,148	1,213	1,244	0	0	0	0
集団回収量	5,533	5,289	4,951	4,456	3,848	3,353	3,121
総資源化量	11,405	11,149	10,781	8,426	7,374	6,687	6,667

□:中間処理後資源化量

■最終処分量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R6
最終処分量	7,289	6,977	6,752	8,096	7,719	7,844	6,903

■減量化量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	R6
中間処理による減量化量	43,254	42,992	43,616	43,487	43,279	43,891	37,550

■発電量の推計

	H27【実績】			H28【実績】			H29【実績】			R6		
	焼却処理量 (t/年)	発電電力量 (MWh)	1t当たり発 電量 (MWh/t)	焼却処理量 (t/年)	発電電力量 (MWh)	1t当たり発 電量 (MWh/t)	焼却処理量 (t/年)	発電電力量 (MWh)	1t当たり発 電量 (MWh/t)	焼却処理量 (t/年)	発電電力量 (MWh)	1t当たり発 電量 (MWh/t)
松阪市	50,087	20,407	0.408	49,438	21,227	0.429	50,002	21,786	0.436	43,218	18,713	0.433

注)R6発電電力量は、H28及びH29の1t当たり発電電力量の平均値に焼却処理量を乗じて計算

施設概要 (マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期 ※1	令和 元 年度 (全体：令和 27 年度 ～ 令和 元 年度)
(4) 施設規模	250 m ²
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	解体跡地の有効利用，収集運搬の効率化のため
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	資源物 (新聞紙，雑誌・雑紙，ダンボール，牛乳パック，古着，ペットボトル，プラスチック容器・袋，白色トレイ，アルミ缶，空ビン)
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	40,002 千円(全体：392,872 千円) うち、交付対象事業費 39,181 千円(全体：377,577 千円)
----------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，「松阪市生活排水処理基本計画」（平成28年3月）に基づき実施する。
(4) 事業期間	令和元年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)に定めるアの(イ)及び(キ)、イの(イ)及びウの地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 181,320千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 75,648千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (919人分)	基準額(千円)	対象経費 支出予定額(千円)	交付対象 事業費(千円)
5人槽	195基 (448人分)	96,420	84,660	79,140
6～7人槽	190基 (437人分)	109,800	97,860	92,520
8～10人槽	15基 (34人分)	11,100	10,200	9,660
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	230基			
撤去費	170基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	400基 (919人分)	217,320	192,720	181,320

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 三重県

(2) 事業主体名	松阪市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，「松阪市生活排水処理基本計画」（平成28年3月）に基づき実施する。
(4) 事業期間	令和元年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3（1）に定める地域
(6) 事業計画額	交付金対象事業費 196,860 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対基数 (600人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	140基 (420人分)	142,800	127,120	127,120
6～7人槽	60基 (180人分)	68,040	68,880	68,040
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			

事務費		2,280	1,700	1,700
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	200基 (600人分)	213,120	197,700	196,860

計画支援概要

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	松阪市 現最終処分場の埋立終了に伴う新最終処分場整備のため		
(2) 事業目的	現最終処分場の埋立終了に伴う新最終処分場整備の施設整備のため		
(3) 事業名称	最終処分場に係る調査・基本設計等		
(4) 事業期間 ※1	令和 元年 年度 ~ 令和 5 年度 (全体：令和 元 年度 ~ 令和 5 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・測量,地質調査,基本設計,実施設計,発注支援 ・環境影響評価(三重県環境影響評価条例) 		
(6) 総事業計画額 ※1	279,066 千円 (全体：279,066 千円) うち、交付対象事業費 275,953 千円 (全体：275,953 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

